

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十九号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第十条 (略)		(特別休暇) 第十条 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>八の二 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合</p>	<p>一の年において十日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>	<p>八の二 職員が不妊治療を受ける場合</p>	<p>一の年において六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子又は満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障害のある子（以下「義務教育終了前の子等」という。）を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子等の看護のため）、勤務しないことが</p>	<p>一の年において五日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間ただし、義務教育終了前の子等を二人以上養育する場合には、基本日数に当該義務教育終了前の子等の看護又はイに定める事項を行うために五日を加えた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間とする。</p>	<p>十五 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子及び委託児童（児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により里親である職員に委託された児童で子に該当しない者）を含む。以下この項において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいう。以下この項において同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（義務教育終了前の子等を養育する場合にあっては、当該義務教育終了前の子の看護のため）、</p>	<p>一の年において五日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>

<p>2-9 (略)</p>	<p>又は次のイ若しくはロに掲げる職員が当該イ若しくはロに定める事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>イ 義務教育終了前の子等を養育する職員 当該義務教育終了前の子等に係る次の事項</p> <p>(1) 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>(2) 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>(3) 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p> <p>ロ 義務教育終了前の子等以外の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する職員 当該義務教育終了前の子等以外の子に疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p>
<p>2-9 (略)</p>	<p>相当であると認められる場合</p> <p>イ 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>ロ 感染症の予防のため又は気象警報等により、在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ハ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>

附 則

この人事委員会規則は、令和四年一月一日から施行する。